

令和3年3月5日

教職員各位

理事長 池 北 雅 彦

緊急事態宣言が発令されている地域との往来の自粛について

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が令和3年2月28日をもって6府県で解除され、埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県で令和3年3月21日まで継続されることが発表されました。

これを踏まえ、本学では下記の措置を講ずることといたします。

教職員の皆様におかれましては、緊急事態宣言が発令されている地域や感染が拡大している地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いいたします。

記

1 移動の自粛

- 緊急事態宣言が発令されている地域を目的地又は経由地とする出張の命令を控えることとします。
- 緊急事態宣言が発令されている地域から本学への学外者の来訪は控えていただき、メールやZOOMなどで代替してください。

2 年度末に向けて行われる行事の留意事項

- 歓送迎会、飲食を伴う謝恩会、宴会を伴う花見及びこれに類する会合は控えてください。
- 会食をする場合は、4人以下でのマスク会食とし、手洗いやうがい、手指の消毒など基本的な感染症対策を徹底してください。

3 措置の期間

令和3年3月8日（月）から3月21日（日）まで

なお3月22日（月）以降の措置については、政府、山口県及び山陽小野田市等の対応を踏まえ追って発表いたします。

以上